

視点2

アメリカの保育・教育施設における安全意識

— 訴訟社会のジレンマ —

中島千恵

(大学教員)

アメリカは、多民族国家である上に、人の移動と流入出が激しく、文化や価値観の差、根深い差別などから生じる問題に向き合いながら、星条旗の下にまとまろうと努力してきた国である。人々は交渉と法律によって問題を解決する努力をしてきた。訴訟という法的手段に訴えることも多い訴訟社会である。また、銃の所持、虐待、薬物使用、誘拐、テロなど、日本よりはるかに危険の種が多い社会である。

以下、カリフォルニアの幼稚園の安全に係る学習内容基準を参考に、アメリカの保育・教育施設における安全意識を探る。

1 学習内容の基準とカリキュラムフレームワーク

カリフォルニア州では、幼稚園入園前段階のプリスクールと幼稚園について、それぞれ学習内容の基準 (content standard) が定められ、その基準を実現するためのカリキュラムフレームワークが設定されている。幼稚園から十二年までは一貫したカリキュラムになっている。カリキュラムフレームワークには九つの科目領域があり、その中に「健康」がある。この中に安全にかかわり幼稚園児が習得すべき内容基準が記載されている。「けがの防止と安全」

中島千恵 (なかじまちえ)

京都文教大学臨床心理学部教授。米、英など多文化国家における保育・教育の研究調査を実施してきた。

健康 <けがの防止と安全>

基準1：必須の概念

- 1.1.S 家庭、学校、コミュニティにおける安全ルールを確認する
- 1.2.S 緊急の状況を確認する
- 1.3.S バスや他の乗り物に乗る時に安全を確保する方法を説明する
- 1.4.S 適切なタッチと不適切なタッチを区別する
- 1.5.S すべての人が他の人に自分の体に触れないように言う権利があることを説明する
- 1.6.S 他の児童とうまくやっていくための学校のルールを詳述する
- 1.7.S いじめの特徴を認識する
- 1.8.S 道路の横断、自転車に乗ったり、遊んでいる時の安全確保の方法を確認する
- 1.9.S 安全に使用されなければ、どのようなものも毒になったり、害を及ぼすことを認識する
- 1.10.S 知らない人がわかり、知らない人とのコンタクトを避ける方法を確認する
- 1.11.S 信頼できる大人に助けを呼ぶ方法をデモンストレーションする
- 1.12.S 武器の危険を定義し、説明する
- 1.13.S もし、武器を持っている人を見たり、そのような人について聞いたりしたら、信頼できる大人にそのことを伝える重要性を説明する

基準2：影響を分析する（この内容のスキルは1年生まで無い）

基準3：価値ある情報へのアクセス

- 3.1.S 緊急の状況において助けを求められる信頼できる大人を確認する

基準4：人との相互コミュニケーション（内容省略）

基準5：意思決定（内容省略）

基準6：ゴールの設定（内容省略）

基準7：健康増進行為の実践（内容省略）

基準8：健康促進（内容省略）

▲表1 カリフォルニア州 学習内容基準（幼稚園）：健康 <けがの防止と安全>

（表中の「S」は安全（Safety）を意味する。ほかの項目（MentalのMなど）も実際の表には見られる）

に関する基準を表1に抜粋した。

幼児の安全教育のアプローチにおける日本との違いは、第一に、基準1〜8に示されるように、概念、情報、コミュニケーション、意思決定、実践という、安全のための行動要素に分けて内容が定められていることである。これらの諸側面は、小学校一年生で加わる「影響の分析」や「ゴールの設定」も含め、さまざまな局面において、普遍的かつ必須の行動要素が何であるかを保育者に明示している。

2 信頼できる大人

第二の違いは、園児自身が信頼できる大人が誰かを特定し、危険に応じて信頼できる大人に助けを求める方法を学ぶことである。日本の幼稚園教育要領の「健康」には「信頼できる大人」という表現はない。銃の所持が許されるアメリカでは、幼児期から武器の危険を教え、武器を持っている人を見聞きしたら、すぐに信頼できる大人に知らせることの重要性を教えている。

また、カリフォルニアは全米でも麻薬などのドラッグの使用が多い州で、家庭で幼児が危険にさらされている場合もある。幼稚園ですでにアルコール、タバコ、ドラッグ、とりわけ吸引するドラッグの危険を教え、信頼できる大人の指導の下でのみ、薬品を使用できることも教えている。虐待から身を守る場合にも、信頼できる大人が重要になる。

さらに、誘拐の危険性も高い。連邦政府の調査予測(二〇〇一年)では、毎日、約二千人の児童が行方不明になっている。筆者のカリフォルニア滞在中、毎週のように郵便物の中に入っていたのは、行方不明の児童の顔写真と情報が記載された尋ね人の広告である。あまりに頻繁なので、近所の人に事情を聞いてみた。離婚で親権を剥奪はくたつされた親が子どもを連れ去っていくこともあるのだという。統計上、誘拐の半数近くは家族による誘拐である。カリフォルニアの離婚率は50%とも言われる。担任の先生が翌年には離婚でお名前が変わるとか、園児同士が家庭で進行する両親の離婚話について語り合い、傷ついた

幼い心がお互い励まし合っていることもある。園では危険を避けるために、園児の送り迎えを許可されている人が誰かを特定している。また、送り迎えは基本、集団登校ではなく、園児の保護者が責任を持って行っている。

3 虐待からわが身を守る…不適切なタッチ

第三に、日本の幼稚園教育要領には出てこないのが、「不適切なタッチ」である。「不適切なタッチ」とは、性的虐待を意味している。カリフォルニアの友人によれば、性的虐待への対応はもっと初期から始まっている。お医者さんでまず始まるそうである。お医者さんに行った時に、お医者さんが児童に「恥部（英語ではprivate area）」に触れるのは、信頼できるお父さんかお母さんだけだと教えるそうである。適切なタッチと不適切なタッチを区別する力を養い、不適切なタッチを拒否するスキルを幼稚園の年齢段階で教えるのである。

虐待、ドラッグ、誘拐など、どれも身近な大人に

よるものである。「信頼できる大人」を特定するプロセスは、児童にとつて親が信頼できない大人であるという辛い現実を知ることにつながり得る。しかし、身近な大人からの危険を認識させるのも、アメリカの、聖域を作らぬアプローチと言えるかもしれない。

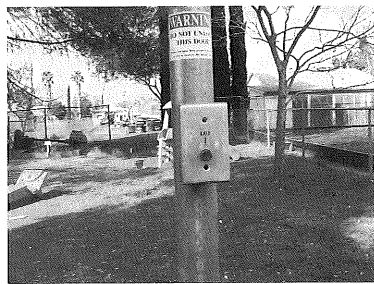
4 安全対策と一体の訴訟への備え

(1) 遊びの監視

不適切なタッチは、大人の児童虐待だけで発生するとは限らない。保育施設での児童による性行為事件も起こっている。プリスクールに預けられた三歳の女児が男児たちに体を触られ、尿をかけられたことを、迎えに来た母親に訴え、訴訟になった（二〇一二年フロリダ州）。また、プリスクールで、児童たちの間のオーラルセックスが発覚、



▲写真1 園庭の監視カメラ



▲写真2 ボタンを押すと室内のスタッフと話す園庭の監視カメラ

ターの私的事情とされてはいるが。

アメリカでは、プリスクールや幼稚園はもちろんのこと、小学校でも、園庭や運動場での児童の遊びには必ず大人（ボランティアの保護者の場合もある）が監視に立っている。事故が起こった時、たとえドアで指を挟んだ場合でも、その場に監視がいなかったら、園や学校が責任を果たしていなかったとして必ず訴えられるからである。二〇一〇年に訪問したカリフォルニアのプリスクールでは、園庭の監視と同時に園庭から室内のスタッフに連絡をとれる設備

保護者が訴訟を起こしたケースもある（二〇一三年ロサンゼルス）。前件の場合、スタッフを増員し、研修とトレーニングの徹底が命じられ、後者の事件では、最終的にはプリスクールは閉鎖された。閉鎖の原因はこの事件ではなく、ディレク

が設置されていた（写真2）。保育者が児童から目を離さず事故に対応することを可能にしている。日本でもこのような設備の開発と設置が望まれる。

(2) 訴訟社会のジレンマ

アメリカでは保護者からの訴訟を意識して常に対策を立てている。これは安全対策とほぼ一体となっているアプローチと言ってよい。最近、訴訟問題になっているのは、遠足や野外活動の際の許可証である。例えば、遠足の際には、毎回、保護者はパーミションスリップと呼ばれる許可証にサインを求められる。なぜパーミションスリップが必要なのか。背景には法的問題が潜んでいる。保護者が許可をすれば、遠足における責任がすべて園や学校にかかるわけではないという暗黙の了解があるのだ。

許可証には、児童が遠足の間に死亡しても訴訟を起こしませんといった一文が入っているものもある。その一文は、園や学校独自の方針ではなく、州法に基づき入れられていることもある。つまり許可

した時点で、保護者もある程度、事故の責任を負い、訴訟を起こすなどの法的な権利を放棄することを了解するわけである。多くの親は、事故など起こらないことを祈りながらサインするほかない。実際、筆者も同様の状況に置かれ、釈然としない面持ちのままサインしたことを今も忘れない。

しかし、このような一文があることに對して親の法的権利が奪われているとして訴訟を起こしている親もいる（二〇一三年九月 Lee County、二〇一三年二月 Springfield）。また、これは小学生のケースであるが、実際に野外活動で児童が二人死亡し（二〇一三年五月 St. Louis Park School District）、パーミションスリップにおいて、どこに行つて、何をして、その間の児童のケアはどのようになされるのかなどの記載内容が不十分であったとして問題になった。その後、記述がより詳細になり改善されたものの、責任をめぐつて保護者は納得のいく記述を見られないでいる。

本来、児童の安全は保育者と保護者、そして地域

社会が連携・協力して取り組むものであり、関係者の英知を結集して体制を整え、その安全対策の質を高めることに重点が置かれなければならない。アメリカにおいて、その取り組みは活発である。しかし、保育施設における「安全」には、それに伴う「責任」をめぐり、常に利害関係者の間の緊張と葛藤が内在する。訴訟社会ではこの緊張と葛藤がより顕著になる。それがパーミションスリップなどの形となって現れる。園としては、訴訟の不安を抱えていては、遠足や野外活動などではしめない。かといって、親としては、子どもが死んでも訴訟を起こしませんと了承することはできない。パーミションスリップは、本来、双方の信頼関係を確認するものとならなければならない。しかし、文言によっては、いわば妥協による契約書と変化し、むしろ双方の力関係を保護者が思い知らされる一枚となる。安全をめぐる園と保護者の信頼関係は、法律や規定で解決しようと言で記載すればするほど、ますます深いジレンマに陥っていくようだ。